入間市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、消防の用に供する準中型自動車又は中型自動車の運転免許を取得した 消防団員に対し、その取得に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付すること により、消防活動の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化に資することを目的とする。
- 2 前項の規定による補助金の交付に関しては、入間市補助金等の交付手続等に関する規則 (平成7年規則第10号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 (補助対象者)
- 第2条 補助金の交付の対象となる者は、入間市消防団に所属する者のうち、準中型自動車 免許又は中型自動車免許(以下「準中型自動車免許等」という。)を取得し、かつ、当該免 許の取得日から5年以上入間市消防団員として活動できるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金の交付 の対象としない。
 - (1) 運転免許の取消しを受けた後、準中型自動車免許等を取得した者
 - (2) 準中型自動車免許を取得した者のうち、準中型自動車(5トン未満のものに限る。)の限定解除を受けたもの
 - (3) 中型自動車免許を取得した者のうち、中型自動車(8トン未満のものに限る。)の限定解除を受けたもの
 - (4) 市税の滞納がある者
- 3 第1項の規定による準中型自動車免許等の取得は、当該消防団員の所属する分団において消防車両の運行上、最低限必要と認められるものとし、当該消防団員(団長及び副団長を除く。)は、その分団の分団長から(分団長にあっては団長から)推薦を受けるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第3条 補助金の交付の対象となる経費は、準中型自動車免許等の取得に要する経費のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 自動車教習所における次の費用

ア 入所費用

- イ 運転に係る技能及び知識の教習費用
- ウ検定費用
- (2) 運転免許センターにおける試験及び講習費用並びに運転免許証の交付手数料
- 2 補助金の額は、前項の経費に係る総支出額の3分の2の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は100,000円のいずれか低い額を限度とし、市長が予算の範囲内で定める。

(取得計画の承認)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする消防団員は、準中型自動車免許等の取得計画について、入間市消防団員準中型自動車免許等取得計画書(様式第1号。以下「計画書」という。) に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 準中型自動車免許等の取得に要する経費の明細が確認できる見積書等の写し
 - (2) 準中型自動車免許等取得消防団員推薦書(様式第2号)(団長及び副団長を除く。)
 - (3) 市税の滞納のないことの証明
- 2 前項の規定により承認を受けた取得計画に変更があったときは、当該消防団員は、その変更後の内容について、計画書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 (交付の申請)
- 第5条 前条の規定により取得計画の承認を受けた消防団員が、準中型自動車免許等を取得し、補助金の交付を受けようとするときは、入間市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付申請書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 準中型自動車免許等の取得に要した経費の明細が確認できる領収書等の写し
 - (2) 取得した準中型自動車免許等に係る運転免許証の写し
 - (3) 計画書の提出年度と異なる年度に申請する場合にあっては、当該年度の市税の滞納のないことの証明

(交付の決定及び却下)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査し、その可否を決定し、入間 市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付決定・却下通知書(様式第4号)により、 申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助 金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の対象となる準中型自動車免許等の取得日から5年未満で入間市消防団員を退職したとき。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、当該者に対し、補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、この告示による補助は、同日以後に準中型 自動車免許等を取得した消防団員について適用する。

入間市消防団員準中型自動車免許等取得計画書

年 月 日提出

免許を取得する消防団員	住 所				
	氏 名				
	所属分団	第 分団第 部			
	任 命 日	年 月 日			
	免許の種類	準中型自動車免許 · 中型自動車免許			
免許取得スケジュール					
必要経費	内 訳				
	合計額	円			
同意	やむを得な	この補助金の交付の対象となる準中型自動車免許等の取得日から5年未満で むを得ない理由以外の理由により入間市消防団員を退職したときは、交付を			
• 確認欄		D金を返還することに同意します。 Fの取消しを受けた後に取得するものではありません。 消防団員氏名(署名) 即			

処理欄	承認	• 不承認	収受日付印
	条件 ・ 免許取得が次年度以後となるに係る予算の成立 ・ その他(るときは、当該年度のこの補助	力金
	担当	課長	

様式第2号(第4条関係)

準中型自動車免許等取得消防団員推薦書

年 月 日

入間市長 様

入間市消防団第 分団

分団長(団長) ⑩

次の消防団員について、入間市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付要綱による 補助を受け、準中型自動車免許等を取得する消防団員として推薦します。

免許を取得する消防団員	氏 名	
	階級	
	任 命 日	年 月 日
	免許の種類	準中型自動車免許 · 中型自動車免許

様式第3号(第5条関係)

入間市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

入間市長 様

入間市消防団第 分団第 部

氏名

入間市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付要綱第5条の規定により、消防団員 準中型自動車免許等取得費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請し、及び請求しま す。

1 免許の種類 準中型自動車免許 ・ 中型自動車免許

2 取得日 年月日

3 補助対象経費の総額 円

4 交付申請・請求額 円

- 5 添付書類
 - (1) 準中型自動車免許等の取得に要した経費の明細が確認できる領収書等の写し
 - (2) 取得した準中型自動車免許等に係る運転免許証の写し
 - (3) 計画書の提出年度と異なる年度に申請する場合にあっては、当該年度の市税の滞納のないことの証明

様式第4号(第6条関係)

入間市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付	決定 却下	通知書		
		第		号
		年	月	F
154				

様

入間市長 回

年 月 日付けで申請のあった、消防団員準中型自動車免許等取得費補助金の交付について、次のとおり 決定 しましたので通知します。 却下

- 1 交付決定額 円
- 2 補助対象経費の総額 円
- 3 却下の場合その理由